



島根県報

平成17年 9月 9日 (金)
第 1,708 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則 (薬事衛生課) 2

告 示

平成17年 9月定例県議会の招集 (財政課) 2

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 3

介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (") 3

県営土地改良事業計画の変更 (農村整備課) 3

土地改良事業計画書の縦覧 (2 件) (") 4

土地改良事業施行の同意 (") 4

保安林の指定の解除 (森林整備課) 4

保安林の指定施業要件の変更 (") 5

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (経営支援課) 6

道路の区域の変更 (道路維持課) 7

道路の供用開始 (") 7

公 告

島根県情報公開条例の規定による運用状況の公表 (総務課) 7

島根県個人情報保護条例の規定による運用状況の公表 (") 10

クリーニング師試験の実施 (薬事衛生課) 12

河川法の規定に基づく簡易代執行の実施 (河川課) 13

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 13

警察官用冬制服等の製造請負に係る一般競争入札の実施 (警察本部) 14

特定調達公告

県立学校教育用コンピュータ等機器賃貸借に係る一般競争入札の落札者等 (教育施設課) 16

選管告示

政治資金規正法の規定に基づく設立の届出のあった政治団体 16

政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった政治団体 17

政治資金規正法の規定に基づく解散の届出のあった政治団体 18

政治資金規正法の規定に基づく届出のあった資金管理団体 18

正 誤

昭和49年 4月19日付け島根県報号外第41号中 (都市計画課) 18

公布された条例等のあらまし

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則 (規則第106号)

1 規則の概要

(1) 許可をする相手方に当該許可に係る取消訴訟の被告とすべき者、出訴期間等を教示するよう営業許可証

の様式を改正することとした。(第1号様式関係)

(2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月9日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第106号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則(昭和38年島根県規則第60号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第31条」を「第49条」に改める。

第4条第1号中「第14条第1項」を「第28条第1項」に改め、同条第2号中「第19条の2第1項」を「第49条第1項」に改め、同条第3号中「第20条」を「第67条」に改め、同条第4号中「第20条の2第1項」を「第68条第1項」に改め、同条第5号中「第20条の3第1項」を「第69条第1項又は第70条第1項」に改め、同条第6号中「第21条」を「第71条」に改める。

第1号様式裏面中

「この許可について不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます。」

「この許可(以下「処分」といいます。)について不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。」

また、この処分の取消しの訴えは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

改める。

第4号様式中「第4条の2」を「第13条」に改める。

第5号様式中「その執行を」の次に「終わり、又は執行を」を加え、「第55条又は第56条」を「第54条から第56条まで」に改める。

第7号様式中「(分割)により承継された法人」を「により消滅した法人(分割前の法人)」に改める。

第8号様式中「第21条」を「第71条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第954号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定に基づき、平成17年9月20日定例県議会を松江市に招集するので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年9月9日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第955号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成17年 9 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社 三幸	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム さくらんぼ	簸川郡斐川町大字今在家403 番地 1	平成17年 9 月 1 日
有限会社 三幸	通所介護	デイサービス さくらんぼ	簸川郡斐川町大字今在家403 番地 1	平成17年 9 月 1 日
社会福祉法人 はびねす福 祉会	訪問介護	社会福祉法人はびねす福祉 会 指定訪問介護事業所	益田市横田町2087 - 1	平成17年 9 月 1 日
有限会社 げんき堂	福祉用具貸与	有限会社 げんき堂 松江 支店	松江市古志原 3 丁目 7 番31号	平成17年 9 月 1 日

島根県告示第956号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成17年 9 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
社会福祉法人 はびねす福祉会	社会福祉法人はびねす福祉会 指定居宅介護支援事業所	益田市横田町2087 - 1	平成17年 9 月 1 日

島根県告示第957号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定に基づき、田井地区を受益地域とする用排水施設事業（県営かんがい排水事業）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に興議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成17年 9 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称
田井地区用排水施設事業（県営かんがい排水事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

隠岐の島町役場

島根県告示第958号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定に基づき、次の者から市町村営土地改良事業の施行について協議があり、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年9月9日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
三隅町	下河内地区用排水施設事業（基盤整備促進事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	三隅町役場

島根県告示第959号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定に基づき、次の者から市町村営土地改良事業の施行について協議があり、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年9月9日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
三隅町	西の谷地区用排水施設事業（基盤整備促進事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	三隅町役場

島根県告示第960号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成17年9月9日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	同意年月日
奥出雲町	加食東地区客土事業（基盤整備促進事業）	平成17年8月31日

島根県告示第961号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項にお

いて準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成17年 9 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除に係る保安林の所在場所
出雲市大社町宇龍字梅枝557 - 9
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第962号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 2 第 1 項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の 3 において準用する同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成17年 9 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松江市八雲町熊野3275、3276、5946から5948まで、5949 - 1、5950 - 1、5959 - 1、5966、安来市広瀬町菅原1582、1582 - 1、1584、1591から1596まで、1614 - 1、1615 - 1、1616から1618まで、1619 - 1から1619 - 18まで、1620、1621、1622 - 1から1622 - 15まで、1623、1624 - 1から1624 - 12まで、1625 - 1、1626 - 1から1626 - 3まで、1627、1627続1、1628、1629、1630 - 1、1631から1635まで、1635 - 1、1636
 - (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - ㊦ 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
八東郡東出雲町大字下意東字カタラガ谷3234 - 4、字枝ヌケ3235 - 1
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - ㊦ 主伐は、択伐による。
 - ㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び東出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第963号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成17年9月9日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラピタ本店 島根県出雲市今市町87番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

いずも農業協同組合 代表理事組合長 萬代 宣雄 島根県出雲市今市町95番地

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時から午後8時まで

(変更後) 午前9時30分から午後9時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時から午後8時30分まで

(変更後) 午前9時から午後9時30分まで

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前7時から午後8時まで

(変更後) 午前7時から午後9時まで

(4) 変更する年月日

平成17年9月1日

2 届出年月日

平成17年8月30日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業振興部商工振興課（島根県出雲市今市町109-1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第964号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 9 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域			管轄する地方機関の名称	備 考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	川本波多線	大田市三瓶町志学字大櫻八339番地先から同町志学字横貝八337番1地先まで	前	メートル 6.00 ~ 20.00	メートル 145.00	川本土木建築事務所大田土木事業所	災害防除工事
			後	15.00 ~ 28.00	145.00		拡幅
"	"	大田市三瓶町志学字堂ノ原口842番4地先から同字口841番乙地先まで	前	6.00 ~ 14.00	45.00	川本土木建築事務所大田土木事業所	災害防除工事
			後	13.00 ~ 22.00	45.00		拡幅

島根県告示第965号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 9 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備 考
県 道	川本波多線	大田市三瓶町志学字大櫻八339番地先から同町志学字横貝八337番1地先まで	メートル 145.00	平成17年 9 月 9 日	川本土木建築事務所大田土木事業所	
"	"	大田市三瓶町志学字堂ノ原口842番4地先から同字口841番乙地先まで	45.00	"		

公 告

島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第38条の規定により、平成16年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成17年 9 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

(1) 請求及び申出の窓口別内訳

単位：件

窓 口	請 求		申 出		合 計	
	受 付 数	公 文 書 数	受 付 数	公 文 書 数	受 付 数	公 文 書 数
県政情報センター	270	1,235	44	104	314	1,339
松江地区県政情報コーナー	1	2			1	2
木次地区県政情報コーナー						
出雲地区県政情報コーナー	5	7			5	7
川本地区県政情報コーナー	5	10			5	10
浜田地区県政情報コーナー	10	20			10	20
益田地区県政情報コーナー	7	12			7	12
隠岐地区県政情報コーナー						
単独地方機関	5	9			5	9
小 計	303	1,295	44	104	347	1,399
警察情報公開センター	65	4,005	1	10	66	4,015
各警察署情報公開窓口	1	1			1	1
小 計	66	4,006	1	10	67	4,016
合 計	369	5,301	45	114	414	5,415

注 1 「受付数」は、公文書公開請求書又は公文書任意公開申出書の数をいう。

2 「公文書数」は、決定又は回答をした公文書の件数をいう。

(2) 請求及び申出の処理状況

単位：件

区 分	公 開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	却 下	取下げ	検討中	合 計
請 求	541	4,542	2	211	3		2		5,301
申 出	59	52					3		114
合 計	600	4,594	2	211	3		5		5,415

注 1 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

2 処理状況の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。

3 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開決定を除く。

(3) 請求及び申出の実施機関別内訳

単位：件

実施機関	請 求			申 出			合 計		
	本 庁	地方機関		本 庁	地方機関		本 庁	地方機関	
知事	1,024	694	330	84	31	53	1,108	725	383
政策企画局	31	31		1	1		32	32	
総務部	87	77	10	7	7		94	84	10
地域振興部	43	18	25	9	4	5	52	22	30
環境生活部	191	191				12	191	191	
健康福祉部	359	126	233	14	2		373	128	245
農林水産部	58	34	24	4	4		62	38	24
商工労働部	8	8		4	4		12	12	
土木部	226	188	38	45	9	36	271	197	74
出納局	20	20					20	20	

企業局	1	1					1	1	
議会	10	10					10	10	
教育委員会	199	131	68	8	8		207	139	68
選挙管理委員会	34	34		12	12		46	46	
人事委員会	2	2					2	2	
監査委員	26	26					26	26	
公安委員会	371	371					371	371	
警察本部長	3,635	3,635		10	10		3,645	3,645	
労働委員会									
収用委員会									
海区漁業調整委員会									
内水面漁場管理委員会									
合 計	5,301	4,903	398	114	61	53	5,415	4,964	451

注 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て	処 理 内 訳						
	認 容	一部認容	棄 却	却 下	取 下 げ	審 議 中	そ の 他
8 (繰越 6)	1	3	2			2	

注 1 件数は、異議申立書及び審査請求書の数をいう。

2 「不服申立て」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に異議申立書及び審査請求書を受け付けたもののうち当該年度当初において審議中であったものをいい、内数である。

3 「その他」は、未諮問等の数をいう。

3 情報提供の状況

単位：件、人、冊

窓 口	相談・案内		行政資料の利用			
	電話対応	窓口対応	閲 覧		貸 出 し	
			利用者	資 料	利用者	資 料
県政情報センター	991	882	429	824	531	1,566
松江地区県政情報コーナー	36	295	264	559	10	17
木次地区県政情報コーナー	5	77	35	89	20	38
出雲地区県政情報コーナー	33	218	154	231	35	116
川本地区県政情報コーナー	10	77	56	101	8	18
浜田地区県政情報コーナー	14	65	117	168	21	47
益田地区県政情報コーナー	6	62	133	259	16	32
隠岐地区県政情報コーナー	1	63	37	64	2	5
小 計	1,096	1,739	1,225	2,295	643	1,839
警察情報公開センター	19	22	17	19	2	2
各警察署情報公開窓口	5	6				
小 計	24	28	17	19	2	2
合 計	1,120	1,767	1,242	2,314	645	1,841

注 「利用者」は行政資料利用の延べ人数を、「資料」は延べ冊数をいう。

4 会議の開催状況

単位：回、人

区 分	会議開催	公開・非公開の別			傍 聴 者
		公 開	一部公開	非 公 開	
附属機関	241	83	11	147	61
附属機関に類するもの	191	76	67	48	49
合 計	432	159	78	195	110

5 出資法人の情報公開状況

(1) 申出及び処理状況

単位：団体、件

情報公開を 実施して いる法人	公開申出の あった法人	公開申出	回 答 の 内 訳					そ の 他
			公 開	部分公開	非公開	不存在	存否応 答拒否	
25	1	1	1					

- 注 1 「公開申出」は、公開申出書の数をいう。
- 2 「回答の内訳」は、通知書の数をいう。
- 3 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開を除く。
- 4 「その他」は、検討中のもの等の数をいう。

(2) 異議申出の状況

該当なし

島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）第50条の規定により、平成16年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成17年9月9日

島根県知事 澄 田 信 義

1 個人情報の開示請求、訂正等の請求及び是正の申出の状況

(1) 請求及び申出の窓口別内訳

単位：件

窓 口	開示請求		訂正等請求		是正申出		合 計	
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数
県政情報センター	1	2					1	2
松江地区県政情報コーナー								
木次地区県政情報コーナー								
出雲地区県政情報コーナー								
川本地区県政情報コーナー								
浜田地区県政情報コーナー	2	2					2	2
益田地区県政情報コーナー	1	1					1	1
隠岐地区県政情報コーナー								
単独地方機関	22	23					22	23
合 計	26	28					26	28

注 1 「開示請求」は、島根県個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。

- 2 「受付数」は、個人情報開示請求書、個人情報訂正等請求書又は個人情報取扱是正申出書の数をいう。
- 3 「公文書数」は、決定又は処理をした公文書の数をいう。

(2) 請求及び申出の実施機関別内訳

単位：件

実 施 機 関	開示請求	訂正等請求	是正申出	合 計
知事	8			8
政策企画局				
総務部				
地域振興部				
環境生活部				
健康福祉部	7			7
農林水産部				
商工労働部	1			1
土木部				
出納局				
企業局				
議会				
教育委員会	20			20
選挙管理委員会				
人事委員会				
監査委員				
労働委員会				
収用委員会				
海区漁業調整委員会				
内水面漁場管理委員会				
合 計	28			28

- 注 1 「開示請求」は、島根県個人情報保護条例第22条第 1 項に規定する口頭による開示請求を除く。
- 2 件数の合計は、(1)の「公文書」の件数と一致する。

(3) 口頭による開示請求の実施状況

- ア 対象となる個人情報の項目数 35
- イ 口頭による開示請求の実施 630件

2 個人情報の開示決定等又は訂正等の決定の状況

(1) 開示請求の決定等の状況

単位：件

開 示	部分開示	非 開 示	不 存 在	存否応答拒否	却 下	取 下 げ	検 討 中	合 計
26	2							28

- 注 1 合計は、1の(1)の「開示請求」における「公文書数」の合計と一致する。
- 2 決定等の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。
- 3 「非開示」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非開示決定を除く。

(2) 訂正等請求の決定等の状況

該当なし

3 個人情報の是正の申出の処理状況

該当なし

4 異議申立ての件数及び決定状況

該当なし

5 出資法人の個人情報保護制度実施状況

(1) 個人情報保護制度を実施している法人

20団体

(2) 開示申出及び処理状況

該当なし

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成17年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成17年9月9日

島根県知事 澄 田 信 義

1 試験日時

学科試験 平成17年11月10日（木）午前10時30分から12時まで

（午前10時から受付開始）

実地試験 平成17年11月10日（木）午後1時から5時まで

2 試験場所

(1) 学科試験及び実地（ワイシャツのアイロン仕上げを除く。）試験 出雲市塩冶有原町2丁目15 出雲市民会館

(2) 実地（ワイシャツのアイロン仕上げのみ）試験 出雲市塩冶有原町2-3 (有)太陽ドライ

3 試験の内容

(1) 学科試験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗たく物の処理に関する知識

(2) 実地試験

ア 薬品及び繊維の鑑別

イ しみぬき

ウ ワイシャツのアイロン仕上げ

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により学校教育法第47条に規定する者とみなされる者を含む。）

5 受験手数料

8,400円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。

この収入証紙には、消印しないこと。

なお、納付された受験手数料は返還しない。

6 受験願書等の受付期間

平成17年9月16日（金）から同年10月3日（月）まで

なお、郵送の場合は、平成17年10月3日までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 受験願書等の提出先

住所地为管轄する保健所へ提出すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-0887 松江市殿町128番地）へ提出すること。

8 提出書類

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書(所定用紙)
- (3) 写真(出願前 6 月以内に撮影した正面上半身、脱帽の手札型とし、裏面に氏名及び生年月日を記入したもの)
- (4) 受験資格があることを証明する書類(卒業証明書又は卒業証書の写し。ただし、卒業証書の写しを使用する場合は、保健所において確認証明を受けたもの)
- (5) 戸籍謄(抄)本(現在の氏名と(4)の証明書類の氏名とが異なる場合のみ)

9 受験票の送付

受験票は、試験日の 1 週間前までに直接本人に送付する。

10 合格者の発表

平成17年12月 9 日(金)に県報に受験番号を公告するとともに島根県庁前の掲示板及び各保健所に掲示して行うほか、合格者には合格証を交付する。

11 その他

受験願書請求、受験手続その他試験についての問合せは、各保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ(〒690 - 0887 松江市殿町128番地 電話0852 - 22 - 5259)にすること。

なお、郵便により願書を請求する場合は、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

河川法(昭和39年法律第167号)第75条第 1 項の規定に基づき命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が平成17年 9 月30日までに当該措置を行わないときは、同条第 3 項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第 9 項の規定により当該措置を命ずべき者の負担とするので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成17年 9 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 河川名

一級河川斐伊川水系佐陀川(松江市鹿島町地内)

2 当該措置を命ずべき者

次に掲げる船舶の所有者、占有者その他船舶について権原を有する者

- (1) 佐陀川水門付近(宍道湖側)に放置されている船舶 1 隻
- (2) 鹿島マリーナから100メートル下流付近(県道側)に放置されている船舶 1 隻

3 当該措置の内容

当該船舶を河川区域外に除却すること。

4 当該措置を行うべき理由

当該船舶の放置が河川法第24条の規定に違反しているため

5 本件に関する問合せ先

〒690 - 0011 松江市東津田町1741 - 1

松江土木建築事務所維持管理部管理グループ 電話0852 - 32 - 5734

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第 3 項の規定により公告する。

平成17年 9 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

安来市荒島町字竹ヶ崎3046番5

面積 496.59平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市荒島町2173番地17

松本秀員

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成17年9月9日

島根県警察本部長 塩 川 実喜夫

1 入札の内容

(1) 入札の件名

警察官用冬制服等の製造請負

(2) 入札案件の仕様及び数量等

男性警察官用冬服上衣	島根県警察仕様	51着
男性警察官用冬ズボン	島根県警察仕様	70本
男性警察官用冬活動服	島根県警察仕様	23着
男性警察官用夏服上衣半袖	島根県警察仕様	4着
男性警察官用夏服上衣長袖	島根県警察仕様	14着
男性警察官用夏ズボン	島根県警察仕様	16本
女性警察官用冬服上衣	島根県警察仕様	5着
女性警察官用冬ベスト	島根県警察仕様	6着
女性警察官用冬スカート	島根県警察仕様	4着
女性警察官用冬ズボン	島根県警察仕様	7本
女性警察官用冬活動服	島根県警察仕様	3着
女性警察官用夏服上衣長袖	島根県警察仕様	2着
女性警察官用夏ベスト	島根県警察仕様	4着
女性警察官用夏スカート	島根県警察仕様	4着
女性警察官用夏ズボン	島根県警察仕様	4本

（詳細仕様は、入札説明書による。）

(3) 納入期限

平成17年11月25日（金）

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札書に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。

(5) その他

郵送、ファックス、電話等による入札は認めない。

2 入札参加資格

(1) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条の規定により、入札

に参加する者に必要な資格があると開札の日の前日までに知事の承認を受け、物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格者名簿の営業種目大分類「10繊維類」、中分類「(1)被服」に登録された者であること。

- (2) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け入札日においてその措置の期間が継続中である者でないこと。
- (3) 島根県内に本店又は営業所を有するものであること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 8510 島根県松江市殿町 8 番地 1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 (0852) 26 0110 内線2235 ~ 2236

- (2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成17年 9 月 9 日から 9 月18日までの間(土曜、日曜及び休日を除く。)、上記 3 の(1)の場所において交付する。ただし、交付時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年 9 月27日(火)午後 2 時

イ 場所 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 7 階入札室

ウ 開札 即時開札

- (4) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成17年 9 月14日(水)午前10時

イ 場所 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 7 階入札室

4 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

ア 平成17年 9 月21日午後 4 時までに「入札にあたり提出する書類」を提出すること。

イ 「入札にあたり提出する書類」は、入札説明書による。

- (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

- (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (7) その他

詳細は入札説明書による。

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成17年9月9日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

1 借入件名及び数量

- (1) 県立学校教育用コンピュータ等機器（松江北高等学校外4校） 一式
- (2) 県立学校教育用コンピュータ等機器（大田高等学校外4校） 一式
- (3) 県立学校教育用コンピュータ等機器（浜田高等学校外3校） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県教育委員会教育施設課施設・助成グループ 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

平成17年8月3日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) ダイワボウ情報システム株式会社 松江支店 支店長 岸 美佐夫
島根県松江市学園1丁目19番10号
- (2) 株式会社えすみ 松江営業所 所長 平岡 秀則
島根県松江市西嫁島3丁目2番13号
- (3) 株式会社えすみ 松江営業所 所長 平岡 秀則
島根県松江市西嫁島3丁目2番13号

5 落札金額

- (1) 73,290,000円
- (2) 69,126,750円
- (3) 49,612,500円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成17年6月24日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第77号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成17年9月9日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
かみさこ芳和後援会	上廻 芳和	上廻 芳和	安来市広瀬町西比田513

本田京一後援会	本田 京一	本田 京一	安来市伯太町安田856
岡先利和後援会	岡先 利和	富永 健三	邑智郡美郷町都賀行42 - 1
竺川紹隆後援会	服部 義人	田中 一男	那賀郡金城町大字今福1420 - 2
田畑敬二後援会	山本 利男	田畑真美子	那賀郡三隅町三隅65 - 1
田淵秀喜後援会	宮原 一正	澤田 秀夫	安来市伯太町横屋126
ネットワーク21	田村 友行	大屋 譲司	那賀郡旭町大字今市603 - 1
原田義則後援会	川本 和弘	松岡 賢司	那賀郡金城町大字久佐イ1073 - 10
田中慎吾後援会	坂本 隆二	坂本 隆二	安来市広瀬町西比田1789
佐々木とよはる後援会	佐々木豊治	三浦 京子	浜田市内村町561 - 9
平石誠後援会	平石 誠	平石華奈枝	那賀郡金城町下来原185 - 2

島根県選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定に基づき異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成17年 9 月 9 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
自由民主党松江支部	代 表 者	浅野 俊雄	福田 正明
	会計責任者	比良 幸男	後藤 暁一
自由民主党多伎町支部	主たる事務所 の所在地	出雲市多伎町口田儀925 - 8	出雲市多伎町小田150 - 14
	代 表 者	川上 昌彦	伊藤 裕
自由民主党石見支部	政治団体の 名 称	自由民主党石見支部	自由民主党石見町支部
	主たる事務所 の所在地	邑智郡邑南町日和241 - 1	邑智郡邑南町矢上3882
	代 表 者	溝辺 毅	松川 節郎
	会計責任者	石塚 良英	服部 順雄

2 その他の政治団体

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
全国小売酒販政治連盟島根県 支部	代 表 者	山尾 悦己	岡 督康
	会計責任者	吉原 貞夫	組嶽 晶一
小川泰昭後援会	会計責任者	太田 靖男	大谷 安栄
多伎町景山俊太郎後援会	主たる事務所 の所在地	出雲市多伎町口田儀925 - 8	出雲市多伎町小田150 - 14
	代 表 者	川上 昌彦	伊藤 裕

多伎町澄田信義後援会	主たる事務所の所在地	出雲市多伎町口田儀925 - 8	出雲市多伎町小田150 - 14
	代 表 者	川上 昌彦	伊藤 裕
福原宗男後援会	会計責任者	福原 幹雄	福原 哲
澄田信義氏を支援する女性委員会	代 表 者	長尾 広志	小松 君江

島根県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づき解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第17条第3項の規定により告示する。

平成17年9月9日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

名	称	解散年月日
伊藤裕後援会		平成17年7月8日
吉賀孝夫を育てる会		平成17年3月31日
澄田信義氏を支援する女性委員会		平成17年7月21日
安井康晴後援会		平成17年5月28日

島根県選挙管理委員会告示第80号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成17年9月9日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
本田 京一	安来市議会議員	本田京一後援会	安来市伯太町安田856	本田 京一
岡先 利和	美郷町議会議員	岡先利和後援会	邑智郡美郷町都賀行42 - 1	岡先 利和
田村 友行	浜田市議会議員	ネットワーク21	那賀郡旭町大字今市603 - 1	田村 友行
佐々木豊治	浜田市議会議員	佐々木とよはる後援会	浜田市内村町561 - 9	佐々木豊治

正 誤

昭和49年4月19日付け島根県報号外第41号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

十三 ページ

下 段

始めから六 行

区域 幡竜湖風致保安林の 誤

区域 幡竜湖風致保安林の 正

